

記 録

令和 2 年 1 1 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 (月)

## 令和2年11月農業委員会定例総会議事録

令和2年11月農業委員会定例総会を令和2年11月30日（月）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

### 農業委員の出欠

#### 出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

#### 欠席委員（なし）

### 農地利用最適化推進委員の出席者

#### 出席委員（16名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
23番	安藤政廣	24番	児玉恭司
25番	直野廣義	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康
29番	矢野陸男	30番	橋口泉

### 事務局出席者

事務局 長	黒木 秀 樹	事務局 長 補 佐	斧 由 美
農地 係 長	野 別 浩 三		

## 記 録

日程第1 議事録署名者の指名

5番 11番

日程第2 議案第63号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第64号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第65号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第66号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第68号 非農地証明願いについて

議案第69号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について

議案第70号 農地のあっせん申出について

議案第71号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第45号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第46号 農地用途変更届について

報告第47号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第48号 許可転用許可不要届について

報告第49号 農地改良届について

その他

# 記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

5 番 印

1 1 番 印

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長	<p>それでは、ただいまから令和 2 年日向市農業委員会 1 1 月定例総会を開会します。</p> <p>なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定をしていただきたいと思います。次に、私語を慎んでください。また、発言をされる際は、議席番号を言ってから発言していただきたいと思います。議事録作成に支障を来しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、まず日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 5 番委員、1 1 番委員を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>次に、日程第 2、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 6 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>お手元の資料の 2 ページからをご覧ください。</p> <p>議案第 6 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。</p> <p>番号 1。</p> <p>土地の所在地が日向市大字平岩で、地目が畑、畑の合計が 2 筆の 2, 3 5 3 m<sup>2</sup>です。譲渡人、譲受人のお 2 人は親子関係にあります。譲渡人が父です。</p> <p>譲渡人の方が高齢になり、早めに子に生前に贈与したいということで今回の申請となりました。譲受人におかれましては、平岩で農業をされ、現在 1 万 1, 9 6 9 m<sup>2</sup>耕作されております。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響などありません。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>続きます、2 番。</p> <p>土地の所在地、日向市美々津町で計 8 筆です。田の合計が 7 筆の 1 万 1, 8 3 7 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆で 1 6 7 m<sup>2</sup>です。譲渡人、譲受人のお 2 人は親子関係にあります。譲渡人が父です。</p> <p>譲受理由と譲渡理由は、譲渡人の農業者年金の受給のために経営移譲を行うものです。過去に経営移譲を行っておりますが、今回、契約期間の変更を行うために改めて使用貸借権の設定を行うものです。譲受人におかれましては、現在、お勤めの傍ら農業もされており、経営面積は 1 万 4, 7 2 8 m<sup>2</sup>です。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響などはありません。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>続きます、3 番。</p> <p>土地の所在地が日向市東郷町坪谷で、計 8 筆で田の合計が 4 筆の 3, 3 5 3 m<sup>2</sup>、畑の合計が 4 筆の 1, 4 8 6. 6 1 m<sup>2</sup>、合計で 8 筆の 4, 8 3 9. 6 1 m<sup>2</sup>となります。譲渡人、譲受人のお 2 人、親子関係にございます。譲渡人が父です。譲渡人が高齢になったため、今のうちに譲受人に生前贈与したいということで今回の申請となりました。</p> <p>譲受人におかれましては、日向市東郷町で 6, 6 1 7 m<sup>2</sup>を耕作されており、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、</p>

記 録

事務局	取得することによる周辺農地への影響などはありません。また、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。 以上3件、皆さんのご審議よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。 それでは、番号1担当の10番委員及び26番委員から補足があれば説明をお願いします。
10番委員	10番委員。別にこれは贈与でありまして、別に問題ないと思います。 以上です。
26番委員	26番委員です。別に問題ありません。
議長	ありがとうございました。 次に、番号2担当の17番委員から補足があれば説明をお願いします。
17番委員	17番委員。別にありません。
議長	ありがとうございました。 次に、番号3担当の5番委員及び22番委員から補足があれば説明をお願いします。
5番委員	5番委員。何もありません。
22番委員	22番委員。特にありません。
議長	ありがとうございました。 ただいまの説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。 それでは、ないようですのでお諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第64号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」であります。それでは、事務局に説明をお願いします。
事務局	事務局です。 お手元の資料の6ページをご覧ください。 議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請について」。 番号1。 土地の所在地が日向市大字塩見で、地目が田、登記面積が380㎡です。申請人の転用目的は個人住宅です。申請人は、現在、この日向市大字塩見の住所にお住まいなんですが、申請地とは隣接にあります。現在お住まいの住居は、今回立ち退きを余儀なくされておまして、今回、ご自分の持っている土地に個人住宅を建てたいということで今回の申請となりました。取水は、市道から配管し、排水については合併浄化槽を設置し、市道の側溝に流します。

記 録

事務局	<p>申請地は第2種農地に該当するものと考えられ、農地法第4条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>続きまして、2番。</p> <p>土地の所在地が日向市東郷町坪谷で、地目が田、登記面積が185㎡の土地1筆外5筆です。田の合計が3筆で696㎡、畑の合計が3筆で385㎡、合計6筆の1,081㎡です。申請人の転用目的は、杉、クヌギの植林とあります。</p> <p>先日、現地調査に、担当農業委員、推進委員と一緒に現地調査に行ってきました。現地は既に山林化しており、この案件につきましては無断転用の案件です。相当な年数、恐らくもう20年以上前から杉を植林されており、かなり大木になっております。また、周辺もそれに合わせて山林化している案件です。ただし、本人からは、やはり始末書、農地法のこと分からなかったということで始末書が出ております。今回に限り許可をお願いしますとのことでした。また、これまでのところ、この場所が山林化したことによって、周辺の農業をされている方、住民の方から苦情等は出ていないということでした。また、今後につきましても、ここの部分、この部分、農地が山林化したことによって周辺農地に影響はないものと思われま。</p> <p>農地法第4条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。皆様方のご審議を、2件、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号1担当の2番委員及び20番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>2番委員です。11月27日、現地の立会いは終わっております。問題ありません。</p>
20番委員	<p>20番委員も同じです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号2担当の5番委員及び22番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
5番委員	<p>5番委員です。今、事務局から説明があったとおりで、周囲に影響を及ぼすようなことはないようですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
22番委員	<p>22番委員です。追認やむなしと判断をいたしました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はありませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>次に、議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。それでは、事務局に説明をお願いします。</p>

事務局	<p>事務局です。          お手元の資料の11ページをご覧ください。          議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」。          番号1。          土地の所在地が日向市東郷町山陰で、地目が畑、地積が460㎡です。今回、譲受人におかれましては、住宅を建築するために今回の申請となりました。取水は市道から配管し、排水については、この集落につきましては農業集落排水が整備されておりますので、そちらに放流するものです。雨水については地下浸透や市道の側溝に流します。ほかの農地に与える影響はないものと思われま。</p> <p>第2種農地に該当するものと考えられ、農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。          続きまして、2番。          土地の所在地が日向市東郷町山陰、地目が畑、地積が146㎡。譲渡人が日向市東郷町山陰の方、譲受人が日向市大字平岩の方です。譲受人におかれましては、日向市内で水道業をされております。今回、1番の案件の譲受人は、本件の譲受人の子になります。子が造る住宅の横の土地も合わせて父が取得するというので、父の行っている水道業の資材をここに置きたいということでした。汚水や排水等は発生しません。また、雨水については地下浸透させる計画でございます。</p> <p>第2種農地に該当するもので、農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。          続きまして、3番。          土地の所在地が日向市大字塩見で、地目が田、地積が771㎡です。譲受人につきましては、この塩見地区で観光農園を開設しております。しかし、現在ある駐車場では大きなバスや普通自動車が入ったときに足りなくなること、今回、この場所を取得して26台分の駐車場を設置したいということで申請となりました。汚水とか排水は発生しません。また、既設の農業用水路もありますが、そちらは市の農業畜産課と打合せをして、潰さないように残すような形で交渉を行うということで聞いております。</p> <p>申請地は農振農用地に該当します。しかしながら、事前に農用地区域の用途変更を農業用施設用地として行っておりますので、農地法の許可も施設用地として申請されるものです。          農地法第5条の第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。          以上3件、皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。          それでは、番号1及び番号2担当の6番委員及び30番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>2番委員です。この案件の周辺地域は最近宅地化されており、問題ないと思われま。</p>
30番委員	<p>30番委員。問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。          次に、番号3担当の9番委員及び16番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>



記 録

- 9 番委員 9 番委員です。補足はありません。
- 1 6 番委員 1 6 番委員です。先日 2 7 日に現地確認をしましたが、問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
それでは、ここで一旦休憩します。
- (休 憩)
- 議長 会議を再開します。  
次に、議案第 6 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。  
お手元の資料の 1 5 ページからをご覧ください。  
番号 1、番号 2、番号 3 及び 4 につきましては、関連がありますので一括して提案いたします。  
番号 1 につきましては、利用権の設定をする土地は日向市大字平岩で、計 3 筆です。合計が、田 3 筆の 4, 7 3 8 m<sup>2</sup>です。今回契約するのは賃借権の設定となります。始期と終期は、令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日の 3 年間です。そして、賃金につきましては、1 0 a 当たり 1 万円で契約するものです。主たる作物は水稻です。  
利用権の設定を受ける者におかれましては、日向市内で畜産農家をされており、経営面積は 5, 2 2 0 m<sup>2</sup>。また、認定農業者ということで日向市から認定を受けております。  
続きまして、2 番。  
2 番の利用権の設定を受ける者は、1 番と同じ方です。土地の所在地が、日向市大字平岩で、田の合計が 2 筆で 2, 7 5 1 m<sup>2</sup>です。設定する利用権や経営状況等は、先ほどの 1 と同じです。  
続きまして、3 番。  
利用権の設定を受ける者は 1 番、2 番に同じです。利用権を設定する土地は、日向市大字平岩で、地目は田、面積は 3, 1 1 4 m<sup>2</sup>。こちらについても、設定する利用権、経営状況は、1 番と 2 番と同じです。  
続きまして、4 番。  
利用権の設定を受ける者は、1 番から 3 番までの方に同じです。利用権の設定をする者が亡くなっておりますので、相続人代表者の方が利用権の設定をする者です。土地の所在地が日向市大字平岩で、地目が田、地積が 1, 5 1 5 m<sup>2</sup>です。設定する利用権、経営状況は、1 番、2 番、3 番と同じです。  
農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき申請されるもので、

記 録

- 事務局 | また同法18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
皆さんのご審議をよろしくお願いします。
- 議長 | ありがとうございました。  
それでは、15番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 15番委員 | 15番委員です、別に問題ないと思います。
- 議長 | ありがとうございました。  
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございません  
でしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございました。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
ここで一旦休憩いたします。
- (休 憩)
- 議長 | それでは、会議を再開します。  
次に、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。それでは、番号1  
について、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | はい、事務局です。  
19ページをご覧ください。  
議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権  
移転に係る農業委員会の決定について」。  
番号1について説明をします。  
土地の所在地が、日向市大字塩見の計2筆で、田2筆の2,021㎡です。  
所有権の移転の時期は令和2年12月1日、対価がこの2筆で400万円とな  
ります、合計が。対価の支払い期限は12月1日。今回、売買による所有権移  
転です。  
所有権の移転を受ける者におかれましては、日向市内で和牛の繁殖をされて  
いる認定農業者でございます。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき申請されるもので、  
また同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
皆様方のご審議をよろしくお願いします。
- 議長 | ありがとうございました。  
それでは、番号1担当の9番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 9番委員 | 補足ありません。
- 議長 | ありがとうございました。  
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんで  
しょうか。

記 録

- 議長 はい。
- 番委員 すみません。対価が400万円となっておりますが、これは適正価格、どうなんでしょうかね、価格的に。
- 議長 事務局、お願いします。
- 事務局 事務局です。  
対価につきましては、譲渡人と譲受人が相対でその金額を決めておりますので、適正なのかと言われたら、2人で決めたことなので適正であると思われ  
ます。  
以上です。
- 議長 よろしいでしょうか。
- 番委員 いや、ちょっと書き間違えかと思いました。いいです。
- 議長 ほかにございませんか。  
それでは、ないようすでお諮りします。  
番号1について、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 はい、ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
ここで一旦休憩いたします。
- (休 憩)
- 議長 会議を再開します。  
議案第67号、番号2以降について、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。  
番号2について説明を行います。  
土地の所在地が日向市東郷町山陰で、地目が畑、面積が453㎡です。所有  
権で、移転月が令和2年12月1日、対価が15万円です。対価の支払い期限  
が令和2年12月1日、権利の種類は売買による所有権移転となっております。  
所有権の移転を受ける者におかれましては、日向市東郷町で主にカライモ  
等の栽培をされている専業農家の方です。先月、農業委員会によるあっせん  
の願いが出ておりまして、今回、あっせんが整いまして、今回の申請となりまし  
た。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき申請されるもので、  
同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
続きまして、3番。  
土地の所在地が日向市東郷町山陰で、計8筆となっております。畑の合計が  
8筆で7,507㎡です。所有権の移転の時期は令和2年12月2日、対価は  
この8筆で180万円です。支払い期限が令和2年12月2日で、売買による  
所有権移転となっております。所有権の移転を受ける者におかれましては、日  
向市で認定を受けている認定農業者でございます。こちらの農地につきましては、  
畑となっておりますが、主に花卉等の栽培をするということでお話を聞いて

記 録

- 事務局 | ております。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき申請されるもので、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
以上2件、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 | ありがとうございました。  
それでは、番号2担当の14番委員及び29番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 14番委員 | 14番委員です。所有権の移転を受ける者は、これまでこの土地を数十年間借用して作っておられましたので、今回この売買の話が整ったことに対してよかったなと思っているところで、問題ないと思います。
- 29番委員 | 29番委員です。11月2日の日に私と担当委員とで所有権の移転を受ける者のお宅にお伺いして、あっせんの相談をしたところ、もう話ができているということで、問題はないと思います。  
以上です。
- 議長 | ありがとうございました。  
次に、番号3担当の6番委員及び18番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 6番委員 | 6番委員です。別に問題ありません。
- 18番委員 | 18番です。問題ありません。
- 議長 | ありがとうございました。  
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。  
ないようですのでお諮りします。  
番号2及び番号3につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | はい、ありがとうございました。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第68号「非農地証明願いについて」であります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 事務局です。  
説明に入る前に、すみません、会長、休憩をお願いします。
- 議長 | それでは、ここで一旦休憩いたします。
- (休憩)
- 議長 | それでは再開いたします。
- 事務局 | では、事務局です。  
お手元の資料の24ページをご覧ください。

記 録

事務局	<p>番号1、土地の所在地、日向市東郷町山陰、登記地目が田、現況地目が山林です。登記面積は1, 338㎡です。申請人は、日向市迎洋園の方です。証明内容につきましては、先日、現地調査に担当農業委員、推進員と一緒にに行ってきました。現地は10年以上耕作放棄され、山林化しておりました。特に、自然に生えた杉の木もあったぐらかなり荒れておりました。申請人に聞いたところ、この土地については、申請人の兄から譲り受けたものだということで、この方自身もその後耕作はしていないということで、非農地として管理していたそうです。</p> <p>続きまして、2番、3番、4番ですね。関連があります。</p> <p>土地の所在地が日向市大字幸脇で、現況地目が原野の全7筆です。田の合計が5筆で4, 619㎡、畑の合計が2筆で505㎡、合計が7筆で5, 124㎡です。こちらの案件も、先日、担当農業委員、担当推進委員と一緒に現地調査に行きました。かなり荒廃が進んでいる農地でございます、雑木や雑草等が茂っている原野の状態でございます。証明内容は10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地でございます。</p> <p>続きまして、3番。</p> <p>土地の所在地が日向市大字幸脇で、地目が田、現況地目が原野、登記面積が714㎡。こちらも2番同様、雑木や雑草等が生い茂る原野状態でございます。10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地でございます。</p> <p>4番。</p> <p>土地の所在地が日向市大字幸脇で、現況地目が原野で、計2筆です。田が1筆で684㎡、畑が1筆で924㎡、合計が2筆で1, 608㎡です。申請人は共有者で3名です。こちらの案件も、2番、3番同様、雑木等が生い茂り、雑草等もかなりありました。原野でした。証明内容は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地でございます。</p> <p>以上4件、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号1担当の14番委員及び25番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>14番委員。事務局の説明どおりで、農地としての再生は不能と感じました。問題ありません。</p>
25番委員	<p>25番委員です、別に問題はありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号2から番号4担当の10番委員及び26番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
10番委員	<p>10番委員です。26日の日、現地調査をいたしました。もう10年以上耕作していないということで、行ってみたら、もう雑木、もちろん雑木とかガラ竹がもう密集して、もう再起不能の農地でありました。そういうことで、問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
26番委員	<p>26番委員です。10番委員が言ったとおりであります。特に問題はございません。</p>

記 録

議長 ありがとうございます。  
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第69号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」であります。それでは事務局に説明をお願いします。

事務局 議案第69号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」です。  
こちらの案件につきましては、農業畜産課の担当に説明をお願いしたいと思います。

農業畜産課 皆様、お疲れさまです。  
早速ですが、お手元の議案第69号議案別紙の理由書に基づき説明をさせていただきます。また、資料の後ろには農用地利用計画図を添付し申請地を示しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

今回、日向市農業振興地域整備計画の変更案件は2件です。

まず、1、農業振興地域整備計画を変更することが必要な理由にあるように、今回の案件は農家分家住宅に伴う除外案件が2件となっております。

次に、2、農用地利用計画の変更内容・理由について、案件ごとに説明いたします。

案件1についてですが、本案件は農家分家住宅の建設に伴い、農業振興地域の農用地から除外するものです。土地の所在地は日向市美々津町で、現況地目は畑、面積は483㎡です。

第1号について申し上げます。事業計画者は、本市認定農業者である法人の代表者であり、将来のことも考え、自宅の近くに子の住宅を建設するため、当該地に建設を計画しております。また、代替地について検討しましたが、当該地しか条件を満たす土地がありませんでした。よって、当該地以外には代替地はなく、除外する面積も必要最低限となっており、除外はやむを得ない状況です。

第2号について申し上げます。当該地は既存住宅に接続した宅地化であり、農地の集団性は保たれるため、周辺農業の効率が低下することはありません。雨水の排水は西側の道路側溝に接続して行い、汚水の排水は公共ますを設置し、西側の農業集落排水本管に接続して行います。

第3号について申し上げます。農地利用集積計画農業委員会の農地転用あっせん等に関する情報により、担い手に関する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。

第4号について申し上げます。雨水、汚水の排水は第2号のとおりであり、農業用水路の機能に支障はありません。

第5号について申し上げます。完了後8年未経過の土地改良事業の該当はありません。

続きまして、案件2についてですが、本案件は農家分家住宅の建設に伴い、農業振興地域の農用地から除外するものです。土地の所在地は日向市美々津町です。現況地目は田、面積は776㎡です。

農業畜産課 第1号について申し上げます。事業計画者は、現在、宮崎市にお住まいでして、今後、周辺農地の管理や親の介護等を考慮し、当該地にて住宅建設を計画しております。また、代替地について検討しましたが、当該地しか条件を満たす土地がありませんでした。よって、当該地以外には代替地はなく、除外する面積も必要最低限となっており、除外はやむを得ない状況です。

第2号について申し上げます。当該地は東側と北側を農用地と接していますが、それぞれの進入路は確保されており、当該地の除外を行っても一体的な利用に影響はありません。なお、当該地は水はけが悪いため効率的な営農ができず、現状、耕作放棄地となっておりますが、今回の除外により当該地の有効活用を図ることができる上、当該地の整地等土地改良を実施することで周辺農地の営農環境整備の推進につながることを期待されます。また、汚水に関しては用水路の下を通る下水に排水し、雨水や日照等を考慮して、北詰めには建設しないよう周辺農地に配慮した計画を立てています。よって、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障はありません。

第3号について申し上げます。農用地利用集積計画農業委員会の農地転用あっせん等に関する情報により、担い手に関する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。

第4号について申し上げます。第2号のとおり周辺農地に配慮して建設するため、土地改良施設の機能に支障はありません。

第5号について申し上げます。完了後8年未経過の土地改良事業の該当はありません。

農業畜産課からの説明は以上です。

議長 はい、ありがとうございました。  
続きまして、農地部会長に関連の報告をお願いいたします。

農地部会長 本日1時から、現地調査というかを行いました。今、説明があったとおり、案件1、2について妥当であるという説明を受けました。後で農地部会として1件ほど、案件1について面積が、何か実面積が広いんじゃないかという説明がありましたが、次回からはこういうところがもうはっきりするような説明というか、それをお願いしたいと思います。だから、別に農地部会としては、今言われたとおりであると思うという結論に達しました。  
以上です。

議長 事務局、お願いします。

事務局 事務局です。  
今、農地部会長から報告があった面積につきましては、ちょうど現地においては過去に分筆を行っています。市道の拡幅工事に伴ってですね。そのときに地積を測量しておりますので、台帳面積と現況面積は合うと思われました。しかしながら、現地に行ったら、確かにこの公簿の463㎡以上の広がりがあるように見えました。ちょうど今の時期、この地区は地積調査が行われております。部会長言われたように、今後、そういった地積調査なり測ったものがあるときには、そこも確認した上で部会に臨みたいと思います。  
以上です。

議長 はい、ありがとうございました。  
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。

議長 当該計画の変更申請について妥当と認める方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。  
全員賛成ですので、変更申請は妥当と認めます。ありがとうございました。  
一旦休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。  
次に、議案第70号「農地のあっせん申出について」であります。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 事務局です。  
33ページをご覧ください。  
議案第70号「農地のあっせん申出について」。  
説明をする前に、すみません。一部訂正をお願いいたします。  
あっせん申出書の真ん中ほどに「農地の状態」というふうに記載しております。状態なのに「水田として利用したい」というふうに書いておりますので、こちらにつきましては「水田」というふうに記載をお願いします。「水田として利用したい」じゃなくて、「水田」というふうに変えてください。  
番号1、説明します。  
土地の所在地が、日向市大字財光寺、地目が田の4筆で、合計が4筆で3,603㎡です。農地の状態につきましては、水田として利用しております、現在ですね。申出人は、日向市大字平岩の方です。申出人におかれましては、日向市で認定を受けています認定農業者です。父と一緒に施設野菜複合型ということで、主に野菜栽培を精力的に行っている方です。今回、さっきの土地を借受けしたいということで、農業委員会にあっせんの申出がありました。  
以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございました。  
続きまして、農地部会長に報告をお願いします。

農地部会長 議案70号の農地あっせんの申出ということで、先ほど農地部会としては4番委員と24番委員をあっせん委員としてお願いしたいということで、ただいま農地部会では決定いたしました。

議長 ありがとうございました。  
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。  
それでは、ないようですのでお諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第71号「農地法第18条の規定による許可申請について」であります。それでは、事務局に説明をお願いします。



<p>事務局</p>	<p>事務局です。          お手元の資料の35ページをご覧ください。          議案第71号「農地法第18条の規定による許可申請について」。          番号1。          申請地は日向市東郷町山陰で、地目が田、面積が1,408㎡です。借人より事務局に申出がありまして、今までこの農地を使っていたんだけど、もう土地を所有者に返したいという申出がありました。そのことを受けて、貸人も、返還に応じてくれまして、今回合意による解約となりました。成立日、解約日が令和2年11月13日、土地の引渡日は令和3年1月1日となっております。          続きまして、2番。          賃貸人または使用貸人、賃借人または使用借人のお2人は親子関係にございます。申請地が日向市美々津町で、地目が田と畑の計8筆です。田の合計が7筆で1万1,837㎡、畑の合計が1筆で167㎡、合計が8筆で1万2,004㎡です。これまで農業者年金を受給するために使用貸借の契約を結んでこられました。しかしながら、期間満了により、今回一旦合意解約を行いました。再度設定をするために合意解約となりました。成立日、解約日、引渡日ともに令和2年11月29日です。          以上2件、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。          ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。          ないようですのでお諮りします。          賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。          全員賛成ですので、原案のとおりとします。          以上をもちまして議案の審議を終了いたします。          ここで、本日農政部会が開かれておりますので、農政部会長より報告をお願いしたいと思います。</p>
<p>農政部会長</p>	<p>本日1時半より第1回の農政部会を開催いたしました。農政部会の任期は令和3年12月31日までとなっております。          内容につきましては、農政一般のこと、それから新規就農者のこと、人・農地プランのこと、農業新聞の購読者のこと、それからその他のこと、それから農業委員会だよりを年1回発行するというところで、編集委員として5番委員、7番委員になっていただくこととなりました。          以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。          続きまして、報告45号から49号について、事務局長から報告をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、日向市農業委員会事務局規定による受理通知書の交付についてご報告を申し上げます。          まず、報告第45号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届</p>

## 記 録

事務局長 出」についてであります。議案書では37ページ以降です。  
届出の件数は5件、土地は畑7筆で、面積は1,871㎡であります。転用目的につきましては、住宅、保育園用地でございます。  
次に、報告第46号「農地用途変更届」についてであります。議案書では41ページです。  
237㎡の畑のうち70㎡を農業用倉庫にしようというものでございます。  
次に、報告第47号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。相続による農地の権利取得の届出であります。議案書では43ページです。  
届出の件数は2件、土地は田2筆で、畑が1筆、面積は2,434㎡であります。  
次に、報告第48号「農地転用許可不要届について」であります。議案書では45ページです。  
届出件数は2件で、いずれも楽天モバイル株式会社からの届出で、携帯電話基地局を設置しようとするものであります。  
次に、報告第49号「農地改良届出について」であります。議案書では48ページです。  
届出の件数は2件、土地は田2筆で、面積は1,676㎡であります。いずれも田を果樹園として活用するため、150cmの盛土を行うものです。  
以上、ご報告申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。  
ご意見、ご質問もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。  
本日はご協力ありがとうございました。